

省庁別宿舍の設置計画掲上要求予定調書(令和 年度予定分)

法第4条第2項第 号の規定により設置すべき宿舍

令和 年 月提出

所轄財務局等	官 署	宿 舎 名	設 置 地	貸与を受けるべき 職員の官職 (職務の級)等	宿舎の 種 類	建 物					土 地			附 帯 施 設 等			コ ス ト 比 較		備 考		
						設置の 方 法	構 造 規 格	戸 数	平 方 メートル	金 額	設置の 方 法	容積率 /法定 容積率	平 方 メートル	金 額	施設等 の 内 容	設置の 方 法	数 量	金 額		保 有	億 円
																			保有	億円	
																			賃借	億円	
																			差額	億円	
																			保有	億円	
																			賃借	億円	
																			差額	億円	
																			保有	億円	
																			賃借	億円	
																			差額	億円	
																			保有	億円	
																			賃借	億円	
																			差額	億円	
																			保有	億円	
																			賃借	億円	
																			差額	億円	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

記載要領

- 1 本表は、財務局等ごとに別葉とする。
- 2 設置の方法欄には、転用の方法により設置する場合には、国家公務員宿舍法施行規則第5条第2項に規定するその細分を記載する。
- 3 金額欄には、建設又は購入の方法により設置すべき宿舍については、設置のための所要金額、交換又は寄附の方法により設置すべき宿舍については、取得財産の価額、転用の方法により設置すべき宿舍については、当該転用をする財産の国有財産台帳価格、借受の方法により設置すべき宿舍については、当該年度の所要年額借料を記入する。

## 作成要領

- 1 「官署」欄について、同一敷地内に設置する2戸以上の建物に2官署以上の職員の入居が予定される場合には、個々の官署名を記載せず「〇〇市内〇〇官署」等として差しつかえない。
- 2 「設置地」欄には、できる限り詳細に設置場所を記載することとし、無料宿舎にあっては、官署所在地と宿舎設置地の位置を示す図画を添付すること。
- 3 無料宿舎にあっては、「貸与を受けるべき職員の官職（職務の級）等」欄に、無料の指定を受けている者の職種名を記載すること（国家公務員宿舎法施行令第9条第3号に該当するものを除く。）。
- 4 設置の方法が増築である場合の「規格」欄には、増築後の建物が該当する宿舎の規格を記載すること。
- 5 設置の方法が増築である場合の「戸数」欄には、戸数の増加とならないもの（居室等のみを増築する場合）は、被増築戸数を（ ）書きとし、宿舎戸数の増加となるもの（独身者用宿舎の居室を増築する場合又はRC宿舎の階層を増す場合等）と区別すること。
- 6 建物及び土地の「面積」は小数点以下第1位を四捨五入した整数を記載すること（数戸分まとめて記載する場合は、1戸毎に四捨五入したうえで算出する。）。  
また、独立物置を建物主屋と併せて設置する場合は、欄を2段に分け上段に独立物置面積を、下段に建物主屋面積を記載すること。
- 7 「土地」欄について、土地が既に宿舎敷地となっている場合は、「国有」又は「借受け」の別を、また、当該年度において宿舎敷地として確保する必要があるが未確定であるため年度当初に掲上できない場合は、「購入予定」、「借受予定」、「転用予定」等の別をそれぞれ「設置の方法」欄に記載すること。  
この場合面積及び金額の記入は要しない。
- 8 設置の方法が宅地造成であるものは、必ず「土地」欄に記載すること。  
この場合の「面積」は、（ ）書きとし、集計の際、購入の面積と合算しないよう特に注意する。
- 9 「附帯施設等」欄の「数量」は、施設等の内容のいかんにかかわらず一式と記載して差しつかえない。
- 10 「コスト比較」欄は、令和4年3月22日付財理第1164号「国家公務員宿舎の設置及び維持整備に関するコスト比較について」通達に準じて、建設等により国が保有する場合と民間施設を借受けする場合のコストを算出し、それぞれの現在価値に換算した総額及びその差額を記載する。なお、比較の対象となる民間施設が存しないなどの場合は、備考欄にその旨を記載する。

様式 2

令和 年度宿舎設置計画掲上要求概要

(単位：戸、㎡)

区 分	新 築	特 別 受 借	模 様 替	増 改 築	一 般 受 借	戸 数 計	土 地 入 購	土 地 受 借	土 地 計	備 考

(注) 本表は、当該年度新規分について記入することとし、区分欄には事業特会、公共事業（恒久指定）、その他の恒久指定及び単年度指定別に作成し、各省の集計表を添付すること。

<態様別>

[新築]

(単位：戸)

純増・建替えの別		世帯・独身の別		種類別		構造別			規格別				
純 増	建 替 え	世 帯	独 身	無 料	有 料	W	B	R C	a	b	c	d	e

[特別借受]

(単位：戸)

純増・建替えの別		世帯・独身の別		種類別		構造別			規格別				
純 増	建 替 え	世 帯	独 身	無 料	有 料	W	B	R C	a	b	c	d	e

[増改築]

(単位：戸)

純増・建替えの別		世帯・独身の別		種類別			構造別			規格別				
純 増	建 替 え	世 帯	独 身	公 邸	無 料	有 料	W	B	R C	a	b	c	d	e

[模様替]

(単位：戸)

世帯・独身の別		種類別			構造別			規格別				
世 帯	独 身	公 邸	無 料	有 料	W	B	R C	a	b	c	d	e

[一般借受]

(単位：戸)

世帯・独身の別		種類別			構造別			規格別				
世 帯	独 身	無 料	有 料	W	B	R C	a	b	c	d	e	

- (注) 1. 「独身」欄は、独身者に貸与している宿舎戸数(規格別のa及び世帯転用型の計)を記載すること。  
 2. 単身赴任者用宿舎がある場合は、「世帯」欄に( )内書で記載する。



## 作成要領

- 1 本表は、当該年度に設置を予定する宿舍（継続借受を含む。）について記載する。
- 2 「一件別調書番号」欄には、別紙「宿舍設置計画掲上要求書等について」の別添「掲上要求予定調書及び掲上要求書の添付資料等」の様式8の調書番号を記載する。  
なお、継続借受についての番号入力は不要とする。
- 3 「指定区分」欄は、法第4条第2項第1号の規定により設置するものは「1号該当」、法第4条第2項第2号の規定により設置するもののうち、平成12年12月25日付蔵理第4632号「国家公務員宿舍法第4条第2項第2号の規定に基づく指定について」通達に基づく指定（恒久的指定）を受けて設置するものは「2号恒久」、その他のものについては「2号単年度」と記載する。
- 4 「会計区分」欄は、「一般会計」又は「〇〇特別会計」と記載する。
- 5 「官署名」は最小単位のことを記載し、複数官署の要求がある場合には「〇〇官署外」等と記載する。  
また、設置予定宿舍が独立行政法人の職員のために設置する宿舍の場合は、当該独立行政法人名を記載する。
- 6 「要求概要」欄については、以下のとおり記載する。
  - (1) 「設置地」欄には、都道府県名及び市区町村名まで記載する。
  - (2) 「要求理由」欄は、要求宿舍を設置するに当たっての主な理由を別表のリストより選択して記載する。  
なお、複数理由がある場合は戸数のうち大部分を占めるもの又は別表のリスト上位のものを選択して記載する。
  - (3) 「設置の方法」欄には、土地、建物それぞれについて、別表のリストより選択して記載する。  
なお、建物の設置について設置の方法が複数にまたがる場合は、設置の方法別に一事案とする（土地の設置が複数にまたがる場合は、別表のリストの中より「複数設置方法」を選択して記載する。）。
  - (4) 「敷地面積」欄には、要求宿舍を設置するために使用する敷地の面積を記載することとし（模様替及び建物のみ的一般借受については入力不要）、当該土地が一団地の一部の場合は全体面積の下に（ ）書きで使用面積を入力する。
  - (5) 「法定容積率に対する利用率」欄については、「建物の容積率」を「法定容積率」で除して算出した率とする。
  - (6) 「整備に伴う廃止戸数」欄には、老朽建替により廃止する戸数のみを記載し広域建替により廃止する戸数は含めない。
- 7 「宿舍事情」欄には、概算要求に当たって根拠とした直近の宿舍事情を記載する。なお、直近の宿舍事情が記載できない場合は、直近の12月1日時点の官署ベースの宿舍事情を記載する。

## 別紙様式3別表

## 記載要領リスト

要求理由	設置の方法(建物)	設置の方法(土地)
老朽建替	建設 (新築)	購入
借受解消	建設 (増築)	交換
機構新設	建設 (改築)	寄附
増員	建設 (移築)	転用 (所管換)
機構統廃合	建設 (模様替)	転用 (所属替)
その他	購入	転用 (種別替)
—	交換	転用 (用途変更)
	寄附	民有地借受 (新規)
	転用 (所管換)	民有地借受 (継続)
	転用 (所属替)	公有地借受 (新規)
	転用 (種別替)	公有地借受 (継続)
	転用 (用途変更)	他省庁所管敷地 使用承認(新規)
	新規借受	他省庁所管敷地 使用承認(継続)
	継続借受	特別借受 (新規)
	新規 特別借受	特別借受 (継続)
	継続 特別借受	複数設置方法
	既設置計画済	

(注)「使用承認」は法第9条に定める設置の方法ではないが、事務処理上使用するものとする。

中期整備予定調書（令和 年度予定分）

部局名 (会計名)	整備計画									現有施設						財務省 (財務局) 意見	
	所在地 (口座名)	市区町村 コード	取得方法及び その見通し	土地		営繕計画			整備理由	所在地 (口座名)	市区町村 コード	土地		建物			施設整備 後の処理 計画
				面積	用途地域 建蔽率 容積率	構造 階数	建面積 延面積	工期				所有区分 面積	所有区分 構造 階数	建面積 延面積	築年次		

(備考)本調書には、位置図・配置図(土地の利用計画を明らかにしたもの)など、整備概要が把握できる資料を添付する。

## 作成要領

- 1 本表の作成に当たっては、表形式の変更は行つてはならない。
- 2 本表は設置予定年度ごとに作成すること。
- 3 各項目は以下に留意して記載すること。
  - (1) 「部局名（会計名）」欄は、取得後の国有財産管理部局を記載し（ ）書きで所属する会計名を記載する。

なお、全部借受の場合も同様の取扱いとする。
  - (2) 「整備計画」欄について
    - ① 「所在地（口座名）」欄は、整備予定地の所在地を住居表示で記載することとし、番地まで記載する。口座名は、国有財産台帳記録時の口座名を記載する。

なお、全部借受によるものは（ ）書きで官署名を記載する。
    - ② 「市区町村コード」欄は、直近の「全国市町村要覧」に記載されているコード番号を記載する。
    - ③ 「取得方法及びその見通し」欄は、購入、新築、交換、所管換等の事由を記載（複数掲げ上することも可）し、取得の見通しについては、その見通しを簡記することとする。特に、所管の異動を伴うもの、敷地購入するもの等については、相手方との折衝状況等について簡記する。
  - (3) 「土地」欄
    - ① 「面積」欄は、取得等しようとする土地数量を記載する（小数点以下切捨て）。
    - ② 「用途地域、建蔽率・容積率」欄のうち、用途地域については都市計画で定められている用途地域及び地区等の内容を記載し、建蔽率、容積率については（ ）書きで建築基準法で定められている建蔽率及び容積率をそれぞれ記載する。
  - (4) 「営繕計画」欄
    - ① 「構造、階数」欄は、昭和59年8月27日付蔵理第2992号「電子計算システム関係事務取扱要領について」通達別紙第2に基づき作成する内容（構造、規格、戸数）を記載する。
    - ② 「建面積・延面積」欄は、取得等予定の建物の建築面積及び延床面積を記載する。

なお、民間ビル等の借受によるものについては、占有面積を記載する。
    - ③ 「工期」欄は、建物の建築工期予定年度を記載する。
  - (5) 「整備理由」欄は、土地の取得等及び建物営繕計画を必要とする理由について、次の事由のうち該当するものを記載する。該当する事由がない場合は、適宜の表現により記載する。

○建物老朽 ○建物狭あい ○位置・環境不適 ○都市計画 ○借受解消  
○設備不備・不適合 ○機構新設 ○機構改革 ○敷地狭あい ○移転要請  
○集約立体化 ○移転再配置
  - (6) 「現有施設」欄は、次に留意して記載する。
    - ① 「所在地（口座名）」欄は、都道府県、市区町村まで記載し、口座名は国有財産台帳に記録されている口座名を記載する。

なお、全部借受によるものは口座名欄に（ ）書きでビル又はアパート名を記載する。
    - ② 「市区町村コード」欄は、直近の「全国市町村要覧」に記載されているコード番号を記載する。
  - (7) 「土地」欄
    - ① 「所有区分」欄は、次により記載する。

イ 現有施設が、その所属する部局の財産であるものは、「国自」と記載する。  
ロ 使用承認を受けているものは、「国借」と記載し、相手方省庁名（会計名）を（ ）書きで記載する。  
ハ 地方公共団体から借用しているものは、「公借」と記載し、相手方地方公共団体名を（ ）



書きで記載する。

ニ 国又は地方公共団体以外の者から借用しているものは、「民借」と記載し、相手方名を（ ）書きで記載する（民間人の場合は個人と記載する。）。

② 「面積」欄は、現有施設の土地数量を記載する（小数点以下切捨て）。

(8) 「建物」欄

① 「構造、階数」欄は、昭和 59 年 8 月 27 日付蔵理第 2992 号「電子計算システム関係事務取扱要領について」通達別紙第 2 に基づき作成する内容（構造、規格、戸数）を記載する。

② 「建面積・延面積」欄は、現有建物の建築面積及び延床面積を記載する。

なお、民間ビル等の借受によるものについては、占有面積を記載する。

③ 「築年次」欄は、建物が数年次にわたって建築されているものについては、例えば「S40～45」と記載する。

(9) 「施設整備後の処理計画」欄は、新たな施設の取得等に伴う現有施設の利用計画又は処分計画等について簡記する。

なお、現有施設の土地を使用しての新たな庁舎等の取得等については、（現在地使用）と記載する。

（例）「売払（○年度）」

(10) 「財務省（財務局）意見」欄は、記載しない。